

○厚生労働省告示第三百五十九号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表に次のように加える。

1200 気管支サーモプラズマイ用カテーテルシステム